

# 足場の組立て等作業主任者 技能講習 ご案内

青森労働局長登録講習実施機関（登録番号・第6号） 登録有効期間 2029年3月30日  
建設業労働災害防止協会 青森県支部  
（略称：建災防）

労働安全衛生法第14条（作業主任者）の規定により、事業者は労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、作業主任者を選任し、作業に従事する労働者の指揮、厚生労働省令で定める事項を行わなければならないことになっております。

## 1. 開催日時、会場及び定員等

日 時 : 令和8年5月21日（木）～ 5月22日（金）  
1日目 8:55 ～ 17:20  
2日目 8:55 ～ 17:20  
会 場 : 八戸建設会館 2階「会議室」  
定 員 : 40名  
締 切 り : 5月13日（水）までにお申込みください。  
締切り日以前でも定員に達した場合、受付を終了いたします。

## 2. 受講料

区 分	講習科目 (下記3.講習 科目参照)	合 計 (消費税込み)		内 訳	
				受講料	テキスト代
全 科 目	①②③④ 13時間	会 員	12,925 円	11,000 円	会 員 1,925 円  非会員 2,145 円
		非会員	13,145 円		
一 部 免 除	(1) とび1級または2級 の技能検定 3時間	会 員	8,925 円	7,000 円	
		非会員	9,145 円		
	(2) とび科指導員免許 1時間30分	会 員	6,925 円	5,000 円	
		非会員	7,145 円		

※ テキストは講習当日にお渡しします。

## 3. 講習科目及び時間

	講習科目名	時間
1 日 目	① 作業の方法に関する知識	7 時間
2 日 目	② 工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識	3 時間
	③ 作業者に対する教育等に関する知識	1 時間 30 分
	④ 関係法令	1 時間 30 分
計		13 時間
修了試験		1 時間

修了試験を合格した者には、1週間程で青森県支部より、簡易書留にて修了証を送付いたします。

#### 4. 受講資格

- (1) 足場の組立て・解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者  
※平成 29 年 7 月以降は、「足場の組立て等特別教育」を修了した者でなければ作業に従事できません。年数に満たない場合は特別教育の修了後に、平成 29 年 6 月 30 日までの経験年数に加算してください。
- (2) 学校教育法による大学・高等専門学校又は高等学校において、土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、足場の組立て・解体又は変更に関する作業に2年以上従事した経験を有するもの
- (3) 作業経験年数は満 18 歳からの年数となります。  
満 18 歳未満の期間は含みませんのでご注意ください。(年少者労働基準規則第 8 条)

#### 5. 一部科目免除について

一部科目免除のある方は、申込書に有資格証(写)を添付していただきます。

当日の申告は認められませんので、必ず申込み時にお問い合わせください。

- (1) 職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 の 3 に掲げる検定職種のうち、とびに係る 1 級または 2 級の技能検定に合格した者
- (2) 職業能力開発促進法第 28 条第 1 項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の欄に掲げる、とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

#### 6. 申込方法（実施会場三八分会へ）

人数が少ないと延期または中止になる場合もあります。

申込み希望の方は、まずはお電話でお問合せください。

##### (1) 提出書類

下記の書類等を郵送または窓口にて、ご提出ください。(FAX 不可)

受講申込書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所定の欄に必要事項をご記入ください。</li><li>・ 旧姓等の併記の希望する方は、旧姓を使用した氏名又は通称を確認できる書類を添付ください。</li></ul>
写 真 1 枚	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 胸上タテ 3 cm × ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影した背景無地・無帽・正面・上三分身のものを申込書に貼付けてください。</li></ul>
添付書類 (必要な方のみ。申込書の裏面に貼付けてください)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 受講の一部科目免除のある場合は、必ず有資格証(写)を添付ください。申込み時に添付が無ければ、全科目受講の扱いとなります。</li><li>・ <u>平成 29 年 7 月以降に作業経験を有する者は「足場の組立て等特別教育修了証」(写)を申込書裏面に貼付けてください。</u></li></ul>

##### (2) 受講料

前納制になります。窓口か、現金書留にて納付ください。

	支 払 先
窓 口	建設業労働災害防止協会 三八分会
現金書留	支払の際は、お釣りの無いようお願いいたします。 郵送でのお申込みの方は、インボイス領収書を講習当日に会場受付にてお渡しいたします。

申込完了後、「受講票」を FAX またはメールいたします。

FAX が無い方はメールでお送りいたしますので、申込書へアドレスをご記入ください。

領収書の再発行は行っておりませんのでご注意ください。

## 7. 注意事項

- (1) 講習の日時及び会場は、お間違いのないようご注意ください。
- (2) 一部科目免除のある方は必ずカリキュラムを確認し、該当する時間帯の講義開始前に受付をしてください。
- (3) 講習開催日の1週間前以降のキャンセル及び欠席の場合は、返金できません。
- (4) 受講当日について
  - ・会場受付にて本人確認をいたします。「受講票」と一緒に、身分証明書の原本（例：運転免許証、マイナンバーカード等）をご提示ください。
  - ・業務規程により受講時間が定められており時間厳守といたします。  
遅刻・途中退席された方は修了試験を受けることができません。
  - ・携帯電話による通話及び操作は休憩時をお願いいたします。
- (5) 筆記用具（鉛筆又はシャープペン、消しゴム、マーカー等）は各自ご用意願います。

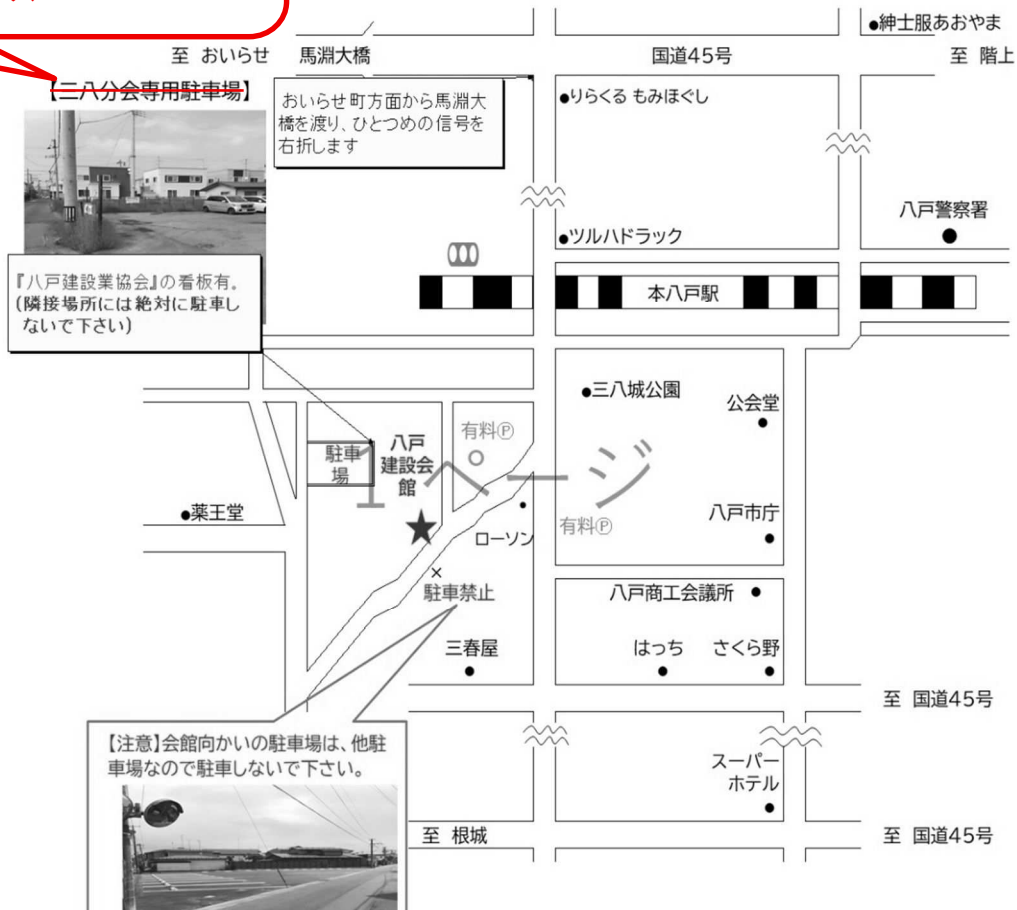
## 8. お問い合わせ・申込先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 三八分会

〒031-0073 八戸市売市字観音下 28-5 八戸建設会館内

TEL 0178-22-0755 FAX 0178-22-0160

三八分会専用駐車場は先着順につき、満車となりましたので、各自近隣の有料駐車場をご利用ください。  
(自己負担となります)



# 「足場の組立て等作業主任者技能講習」への受講資格について

## 【受講対象者】

- 満21歳以上で、足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する方。（年少者労働基準規則に基づき、満18歳に達してからの経験年数が3年以上ある方に限ります。）
- 大学、高等専門学校、高等学校において土木、建築又は造船に関する学科を卒業した方で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する方。（卒業証明書等（専攻学科等が分かるもの）の写しを添付して下さい。）

※なお、該当される方は「受講申込書」に事業主証明印が必要です。

## 【当該業務の経験年数について】

これまでは、年少者労働基準規則に基づき、満18歳に達してからの期間が経験年数として認められておりましたが、平成27年7月に施行された「労働安全衛生規則の一部改正」に伴い、経験開始日によっては、「当該業務の経験年数3年（2年）」に認められる期間と認められない期間ができました。その詳細は、以下の通りです。

### 《受講資格フローチャート》

